主　　文

1　本件控訴を棄却する。

2　控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第１　控訴の趣旨

1　原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。

2　上記部分に係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。

3　訴訟費用は、第１、２審とも、被控訴人の負担とする。

第２　事案の概要（略語は原判決の例による。）

1　本件は、Ａ大学経済学部の准教授として勤務し、本件駅伝部の監督を務めていた被控訴人が、控訴人に対し、部員へのハラスメント等を理由とする本件懲戒処分（停職４５日間）の無効確認を求めるとともに、次の⑴及び⑵の金銭支払請求をする事案である。

⑴　雇用契約及び平成２９年法律第４４号による改正前の民法５３６条２項に基づく未払賃金請求

本件懲戒処分による停職のため不支給となった給与合計８７万８６１２円、夏季手当４４万６９９４円、上記給与に対する各支払期日から令和４年６月１５日まで民法所定の年３％の割合による遅延損害金合計７１３０円並びに上記給与及び夏季手当に対する同月１６日から支払済みまで民法所定の年３％の割合による遅延損害金の支払を求める請求。

⑵　不法行為（違法な本件懲戒処分）に基づく損害賠償請求

本件懲戒処分により被った精神的苦痛に対する慰謝料２００万円、弁護士費用２０万円の合計２２０万円及びこれに対する不法行為日である令和３年１１月２６日から支払済みまで民法所定の年３％の割合による遅延損害金の支払を求める請求。

2　原審は、本件懲戒処分の無効確認請求を認容するとともに、上記１⑴の未払

賃金請求を認容し、同⑵の損害賠償請求を棄却した。控訴人が、自身の敗訴部分（無効確認請求及び未払賃金請求の部分）を不服として控訴した。

3　前提事実、争点及び当事者の主張は、後記４のとおり当審における控訴人の補足的主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第２「２」及び「３」に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決１０頁１１行目の「懲戒案の審議を常務理事会に一任する」を「懲戒処分の内容を常務理事会に一任する」に改める。

4　当審における控訴人の補足的主張

⑴　経済学部教授会は、本件懲戒処分に係る懲戒案の審議を終えている。

ア　経済学部教授会は、第９回教授会において本件懲戒処分に係る懲戒案の審議を行っており（乙９３の３ページ～４ページ参照）、その審議結果を踏まえ、１１月１９日文書（乙３９）を提出して常務理事会に意見を述べている。

すなわち、１１月１９日文書には「処分案の策定は常務理事会の権限に属することが確認されました。」と記述されているところ、この記述は、経済学部長からの聞き取り状況等を踏まえると、被控訴人の懲戒処分の内容については常務理事会の判断に委ねる趣旨のものと理解すべきである。

なお、懲戒処分の内容や処分量定についてはその判断を常務理事会に委ねる（すなわち、経済学部教授会としては特段の意見を示さないこととする。）一方で、常務理事会側の見解（例えばハラスメント行為には該当しないという被控訴人の弁明に対する常務理事会側の見解など）を聴いておきたいとの意向を示すこと自体は不自然なことではないから、文理上相容れないとの指摘は的を射ていない。

イ　経済学部教授会は、仮に懲戒案の審議が未了であったのであれば、常務理事会に対し、必要な説明を求めて重ねて要望を出したり、異議を述べたりすることについて何ら妨げはなかった上、第９回教授会では本件懲戒事

案に関する審議経過を詳しく記録化しておくべきである旨の意見も出ていたのであるから、その後の常務理事会の対応に異論があったのであれば、それを記録化するため常務理事会側に対し異議や意見を表明する等していたはずである。それにもかかわらず、そのような対応は全くとられていない。この事実は、経済学部教授会において懲戒案の審議が終了していたからこそであると理解すべきである。

⑵　本件懲戒処分の手続的適法性について

ア　懲戒処分が労働契約（及びその内容となる就業規則）を法的根拠として行われるものである以上、当該処分の効力の有無をその処分手続の履践状況に照らして判断するに当たっては、労働契約の内容となる就業規則に当該手続が明記されているか否かは重要な意味を有すると解さなければならない。

しかるに、控訴人の就業規則には、弁明の機会の付与については明記しているものの、教授会の審議を経るべきことについては明記していない。そして、教授会の関与について定める規定は、もっぱら教育研究に関する事項について定める学則の下位規程である教授会規則に置かれているにすぎない。しかも教授会規則の規定文言は、「教授会の議を経るものとする。」というものではなく、「教授会は、・・・意見を述べるものとする。」というものであり、義務の主体は教授会にすぎず、また、義務付けの程度が弱いことを意味する表現が用いられている。以上のとおりの控訴人における懲戒処分手続に関する教授会審議の法的位置づけを正確に踏まえるならば、仮に学長が教授会に意見を述べる機会を十分に与えなかったことにより、教授会に課された意見を述べる義務が尽くされなかったとしても、そのことについて学長の責任問題が生じることは別論として、学長の決定の効力自体には影響がないと解すべきである。したがって、懲戒事由該当性が認められる場合に、もっぱら教授会審議に係る瑕疵の存在を理

由に懲戒処分無効の結論を導くことについては消極的に解さなければならない。

また、懲戒処分に当たって労働者に弁明の機会の付与が求められるのは、使用者として事実関係を把握して懲戒処分の要否・内容を適切に判断するためのものである。ハラスメント事案の事実関係について被控訴人から事情を聴取することと、懲戒案についての弁明は、いずれも事実関係を把握するために行われる点で手続の枢要部分が重なっているから、性質を異にするというべきものではない。ハラスメント事案の事実関係について控訴人（学長）が被控訴人から事情を聴取していたことは、実質的には弁明の機会の付与を先取りした対応であったとみることができる。

イ　学校教育法９３条１項は、教授会を「意見を述べる」諮問機関とし、学長の決定権限を確保することを明確にしているのであるから、現行学校教育法下においては、教授会の審議を経ない教学に関する学長の決定が有効と判断されるべきことは、その改正の趣旨に照らして明らかであるし、理事長の懲戒権（これは学長の権限ではない。）の行使が有効と判断されるべきことも明らかである。全学教授会における教授会規則改正に係る審議経過（甲６２～６５）を見れば、当時の学長は教授会の審議事項から懲戒案を外すことを当初提案していたが、教職員の強い反対を受けて、現行学校教育法の施行に教授会規則の改正を間に合わせることを優先し、拙速な対応となるが学長提案を撤回したという経過が窺われるのであって、その改正経過から見ても、教授会の意見聴取をしていない瑕疵を「重大な瑕疵」と捉えることは相当でない。

ウ　仮に懲戒の種類に関する教授会の意見を斟酌しなかったという意味での手続的な瑕疵があったことを理由に、本件懲戒対象事案について経済学部教授会の意見を斟酌することから手続をやり直すこととしてみても、他方で、本件懲戒対象事案はいずれも事実の存在及び懲戒事由該当性が肯定さ

れるべきものであるから、これについて経済学部教授会がいかなる内容の意見を示そうとも、また、その意見の前提として被控訴人がいかなる弁明を行おうとも、控訴人としては本件懲戒処分と同じ内容の懲戒処分を改めて行うことになる。そして、改めて懲戒処分が行われた場合、被控訴人側から改めて不服申立てがされたり、懲戒処分無効確認請求訴訟が提起されたりすることがあり得る。このような事態も手続的正義の貫徹という視点からは評価できる面がないとはいえないが、これに要する時間、労力及び費用等の訴訟経済の問題を考慮すれば、まさに重大な手続的な瑕疵があると評価される場合に限定して懲戒処分の手続のやり直しが指向されるべきである。

これを本件においてみるに、①手続的な瑕疵の実態は、控訴人が経済学部教授会に対して意見を述べる機会を与えたが、同教授会が具体的な意見を述べないままとなったということにすぎない。②また、その具体的に述べなかった意見についても、女子駅伝部の指導中における威圧的・暴力的言動及び飲酒後に運転する自動車に同部員らを乗車させたという不適切な行為を非違行為とする懲戒処分の種類選択に関するものであって、本来的に教授会の専門性が発揮されるべき教育研究に関する事項であるとは言い難い。③さらに、本件懲戒処分の量定については既に懲戒委員会において妥当との意見が示されている（乙３３）ところとなっている。これらを総合勘案すると、懲戒の種類に関する教授会の意見を斟酌しなかったという意味での手続的な瑕疵については、実態的に見て、手続的正義の実現の観点からその手続のやり直しを指向すべきほどに重大とは到底考え難い。

第３　当裁判所の判断

１　当裁判所も、原審と同様に、本件懲戒処分の無効確認請求及び未払賃金請求をいずれも認容するのが相当と判断する。その理由は、原判決を次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第３から第５までに記載のとお

りであるから、これを引用する。

⑴　原判決２２頁５～６行目の「第９回教授会は、懲戒案の策定が常務理事会の権限に属することを確認」を「第９回教授会は、処分案の策定が常務理事会の権限に属することを確認」に改める。

⑵　原判決２２頁１４行目の「懲戒案を常務理事会に一任」を「懲戒処分の内容を常務理事会に一任」に改める。

⑶　上記⑴と同趣旨の補正として、原判決２２頁２２行目、２３頁１１～１２行目、２５頁１５行目、２６頁２行目、２７頁１９行目、２８頁１行目、３行目の「懲戒案」をいずれも「処分案」に改め、上記⑵と同趣旨の補正として、原判決２３頁１０～１１行目の「懲戒案の審議」を「懲戒処分の内容」に、２６頁２３行目の「懲戒案の策定」を「懲戒処分の内容」に改める。

⑷　原判決２４頁２３行目から２５頁１２行目までを次のとおり改める。

「イ　上記（２）で認定した審議経過についてみると、経済学部教授会は、学長や人事課職員から、経済学部長を通じて、複数回にわたって、被控訴人に対する懲戒案の審議を求められたものの、第８回教授会及び第９回教授会を経て、常務理事会に対し、処分案の策定は常務理事会の権限に属することを前提に、学長が懲戒処分を決定するのに先立って、経済学部教授会において、常務理事会が策定した処分案の内容及び理由についての説明を行うよう求めたことが認められる。このような経緯に照らすと、第９回教授会終了時点では、経済学部教授会による懲戒案の審議が終了したとは認められず、同教授会としては、常務理事会が策定した処分案の内容及び理由についての説明を踏まえた上で引き続き審議を行い、その上で意見を述べようとしていたことが認められる。しかるに、学長及び常務理事会は、経済学部教授会の求めに応じて上記説明を行うことなく、本件懲戒処分を決定したのであるから、本件懲戒処分は、経済学部教授会が意見を述べる前提としての審議が終了しないまま、同教授会が意見を述べることなく決

定されたといえる。そうすると、本件懲戒処分には、上記（１）イ（ア）のＡ大学各学部教授会規則４条１項９号に違反した瑕疵があるといえる。」

⑸　原判決２６頁２６行目から２７頁１０行目までを次のとおり改める。

「　（ア）については、懲戒案の審議に関する議決事項とその結果は、教授会の重要な内容といえるから、議決がされたにもかかわらず議事録に記載されないことは考え難いところ、第９回教授会の議事録には、懲戒処分の内容を常務理事会に一任する旨の議決が行われた旨の記載はないこと、経済学部教授会としては、１１月１９日文書の発出によって同教授会での合議結果としての決定内容を明確にしたと認められるところ、同文書に記載された「常務理事会が懲戒処分を決定するに先立ち、経済学部教授会への説明を常務理事会に対し求めること」と、懲戒処分の内容を常務理事会に一任することとは相容れないこと（このように理解するのが素直な解釈であり、「相容れないことはない。」旨の控訴人の主張はかなり無理があるというべきである。）、第９回教授会後に一任の趣旨か確認された経済学部長がこれを肯定したことは認められないことも踏まえれば、採用できない。控訴人も主張するとおり、第９回教授会においては、処分案の策定が常務理事会の権限に属することが確認されたが、これは、経済学部教授会が懲戒案の審議を行うに当たり当然の前提となる事項を確認したものにすぎない。控訴人は、この前提事項の確認をもって、経済学部教授会が懲戒処分の内容を常務理事会に一任した（懲戒処分の内容に意見を述べないこととした）ものと理解すべきである旨主張するが、その理解にはかなりの無理がある。」

⑹　原判決２７頁２６行目の末尾に「これに対し、控訴人は、議事録の「賛成多数で承認」との文言は「出席者の３分の２以上の賛成多数で承認」を意味する旨主張する。しかし、懲戒案の審議に関する議決の結果を記録する際にあえて「出席者の３分の２以上」との文言を省略する合理的理由は認められない。」を加える。

⑺　原判決２８頁８行目から１８行目までを次のとおり改める。

「　（カ）については、第９回教授会での議論を踏まえた１１月１９日文書において、常務理事会が懲戒処分を決定するに先立って、常務理事会から経済学部教授会への説明を求める旨明記され、その後の経過を見ても、同文書にかかわらず、同教授会として、懲戒処分の内容を常務理事会に一任したり、懲戒処分の内容に意見を述べる機会を放棄したりする判断をしたことを裏付ける積極事情は何も見当たらない。さらに、１１月１９日文書の趣旨を問われた経済学部長が、令和２年１２月２２日、改めて学長に対し、経済学部教授会に出席の上、懲戒処分の内容及び理由について説明することを求める旨書面で重ねて回答していたことに照らすと、事後に異議が出なかったとしても、そのことだけで控訴人の主張が裏付けられるとはいい難い。」

⑻　原判決３２頁１６行目の末尾に「また、控訴人は、当時の学長は教授会が懲戒案の審議を行うことの意義を積極的に肯認していたわけではなく、むしろ、当初は教授会の審議事項から懲戒案を外すことを提案していたが、教育職員の強い反対を受けて、ひとまずその提案を撤回したにすぎない旨も主張する。しかし、結果的に懲戒案は教授会の審議事項とされ、その後も現在に至るまで懲戒案は教授会の審議事項と明記されたまま変更はない。したがって、当時の学長の当初の考え方にかかわらず、Ａ大学としては、教授会が懲戒案の審議を行うことの意義を積極的に肯認し、また現在もその立場を維持していると解するのが相当である。控訴人の主張は採用できない。」を加える。

⑼　原判決３３頁７行目の「本件懲戒処分」から８行目の末尾までを「法学部教授会には懲戒案の審議に基づく意見を述べる機会を与える一方で、経済学部教授会にはこれを与えない合理的理由は認められない。」に改める。

⑽　原判決３４頁１６行目から３５頁１行目までを次のとおり改める。

「　また、就業規則５１条２項本文は、常務理事会が教育職員に対する懲戒の

種類について意見を述べるに先立ち、教授会が当該職員に弁明の機会を与えなければならない旨を定め、教授会規則４条１項９号は、学長が教員に対する懲戒案（教育研究活動に関するもの）について決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べるものとする旨を定めているから、引用した原判決第４「２」（３）ウのとおり、上記就業規則及び教授会規則の各規定は、両規定が相まって、懲戒対象者に弁明の機会を与えてこれを聴取した教授会が、懲戒案の内容について学長に意見を述べることによって、懲戒対象者による弁明の機会を実質的に保障する仕組みを定めたものといえる。したがって、両規定のうち、教授会が学長に意見を述べる旨を定めた規定が教授会規則の規定にすぎないからといって、教授会が学長に意見を述べることなく決定された本件懲戒処分の有効性に問題はないとする控訴人の主張を採用することは困難である。なお、控訴人は、本件のハラスメントの事実関係を調査する調査委員会に学長が加わっていたことを根拠に、被控訴人による弁明の機会は実質的に保障されていた旨主張するが、学長が調査委員会に加わっただけで教授会に意見を述べさせることなく有効に懲戒処分を行えるのであれば、就業規則５１条２項本文及び教授会規則４条１項９号が上記仕組みを定めた意味がない。控訴人の主張は採用できない。

そうすると、本件懲戒処分の決定は、上記就業規則及び教授会規則の趣旨を没却して行われたものと評価すべきであり、その瑕疵の程度は重大といわなければならない。したがって、本件懲戒処分は無効と判断するのが相当である。」

⑾　原判決３５頁７～８行目の「３０万５２１２円を超える金額を控除した金額を支給し」を「３０万５８１２円を控除した金額を支給し（ただし、この３０万５８１２円の控除に係る本件の未払賃金請求額は３０万５２１２円である。）」に、１２～１３行目の「未払賃金」を「未払賃金のうち本件の請求に係る部分は」に、１４行目の「これらに対する」を「これらのうち給与

の未払分に対する」に改める。

2　以上のとおり、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

高松高等裁判所第２部

裁判長裁判官

藤　　田　　昌　　宏

裁判官

三　重　野　　真　　人

裁判官

金　　洪　　周